

## 福島県及びその周辺地域のこどもに対する放射線被曝量「年間 1 ミリシーベルト」基準の遵守を求める意見書（案）

福島第一原子力発電所の事故により、放射能の深刻な環境汚染をもたらしており、文部科学省は、平成 23 年 4 月に福島県教育委員会や関係機関に対し、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年間 20 ミリシーベルトという基準を通知しました。

その後、福島県内の保護者等の働き掛けにより、文部科学省は一定値以上の放射線量が検出された土壌の除去費用を国が負担することを決め、「年間 1 ミリシーベルト以下を目指す」としましたが、「年間 1 ミリシーベルトから 20 ミリシーベルト」という暫定基準は当面維持することとし、学校などの利用判断基準そのものを見直されたわけではありません。

放射線の年間被曝限度は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」などに関する法令で、公衆にあっては 1 年間につき 1 ミリシーベルトと明記され、 I C R P （国際放射線防護委員会）も同基準を勧告しています。

こどもは大人に比べて放射線の影響をより強く受けることが認知されており、こどもが長い時間を過ごす学校等に適用する基準値として、放射線管理区域で働く人達と同じ基準の年間 20 ミリシーベルトという値を設定することは到底容認できません。

また、外部被曝ばかりでなく、年間 20 ミリシーベルト暫定基準では、ほとんど考慮されていない内部被曝に関しても、学校給食の提供等に十分に配慮し、こどもの被曝量を抑えようとする学校や保護者の自主的な防護措置に対して援助すべきであると考えます。

未来をつくるこどもたちの放射線被曝量を抑えるために、私たち大人が最善を尽くすことがもっとも大切なことだと考えます。

よって、以下の2点を要望します。

- 一 福島県及びその周辺地域のこどもに対する放射線被曝量「年間1ミリシーベルト」基準の遵守を求めます。
- 二 前項の基準を超える地域のこどもに対して最大限の保護措置をとるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年 月 日

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

奈良県王寺町議会